

# 《参考》

教保第1961号  
令和4年8月23日

府立学校 校長・准校長 様

保健体育課長

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の  
対応ガイドラインの改定について（通知）

標記ガイドラインの改定について、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から事務連絡がありました。

今回の改定は、これまでの内容の整理や明確化がされたものであり、府立学校における教育活動については、現在の対応（令和4年7月27日付け教高第2469号通知）に変更はありません。

については、学校における感染拡大を防止しつつ、学校教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障するため、引き続き、基本的な感染症対策（「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等）の徹底や、体調不良の際は自宅での休養を促し無理して登校又は勤務しないよう指導するなど、地域の感染状況に応じた感染症対策に取り組んでいただくようお願いします。

## 【連絡先】

保健体育課 保健・給食グループ

大更（おおふけ）

〒540-8571 大阪府中央区大手前3-2-12

TEL：06-6944-9365 FAX：06-6941-4815